

別表

行政処分基準表

1 引取業、フロン類回収業関係

登録の取消し等の要件（違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
法第51条第1項第1号又は法第58条第1項第1号 不正手段による登録取得（法第138条第2号）	登録取消し
法第51条第1項第2号又は法第58条第1項第2号 登録基準に適合しなくなったとき	
改善が可能な場合	改善に必要な期間の停止
改善が不可能な場合	登録取消し
法第51条第1項第3号又は法第58条第1項第3号 欠格要件に該当するに至ったとき	登録取消し
法第51条第1項第4号又は法第58条第1項第4号	
(1) 使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（法第137条） (2) 事業停止命令違反（法第138条第3号） (3) 引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（法第139条第2号） (4) 移動報告に関する命令違反（法第139条第2号）	登録取消し
(1) 登録の停止に該当する違反行為が複数の場合 (2) 登録の停止を命ぜられてから2年以内に再度登録の停止に該当する違反行為を行った場合	
(1) 関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（法第140条第2号） (2) 報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（法第140条第3号） (3) 立入検査拒否・妨害・忌避（法第140条第4号）	停止30日
(1) 標識の表示義務違反（法第143条第2号） (2) その他の違反行為	停止10日

2 解体業、破砕業関係

許可の取消し等の要件（違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
法第66条第1号 違反行為	
(1) 使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（法第137条） (2) 事業停止命令違反（法第138条第3号） (3) 破砕業の無許可変更（法第138条第6号） (4) 引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（法第139条第2号） (5) 移動報告に関する命令違反（法第139条第2号）	許可取消し
(1) 事業の停止に該当する違反行為が複数の場合 (2) 事業の停止を命ぜられてから2年以内に再度事業の停止に該当する違反行為を行った場合	
(1) 全部利用者への引渡書面の保存義務違反（法第139条第1号） (2) 関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（法第140条第2号） (3) 報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（法第140条第3号） (4) 立入検査拒否・妨害・忌避（法第140条第4号）	停止30日
(1) 標識の表示義務違反（法第143条第2号） (2) その他の違反行為	停止10日
法第66条第2号 不正手段による許可取得（法第138条第5号）	許可取消し
法第66条第3号 許可基準に適合しなくなったとき	
改善が可能な場合	改善に必要な期間の停止
改善が不可能な場合	許可取消し
法第66条第4号 欠格要件に該当するに至ったとき	許可取消し